

## 出張けんこう教室 承認基準

- 1 団体の代表者が原則として市内に在住又は勤務し、その所在、身分が明らかであること。
- 2 市民の健康向上に寄与すると認められる団体であること。
- 3 特定の政党、宗教その他の政治的団体及び宗教的な団体を支持、又は活動に関係するものではないこと。
- 4 営利目的ではないこと。
- 5 年間の依頼健康教室の回数は、他の団体との公平性を考えておおむね1回を基本とする。
- 6 原則的には入場料が無料であること。ただし、会場使用料程度の徴収で利益が生じない場合はこの限りでない。
- 7 内容は、市民の健康づくりに資するものとし、原則として保健師管理栄養士の講話を中心とすること。ただし、必要に応じ他職種との連携を図り行うことができる。
- 8 希望する講話のテーマによって、必要により健康機器による測定を行うことができる。依頼時間が1～2時間の場合、使用する機器は原則1種類とする。使用にあたっては、室内で結果説明が十分に行える時間が確保されていること及び参加人数が、原則20人以上（要相談）であること。
- 9 申請は、原則として6か月前～2か月前とすること。